

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

（定義）

第一条 この告示において使用する用語は、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）及び株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号。以下「レバレッジ比率告示」という。）において使用する用語の例による。

（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）

第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。以下「規則」という。）第八十三条第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率（レバレッジ比率告示第五条に規定する単体レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。

一 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

二 株式会社商工組合中央金庫全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

三 信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要

ハ 標準的手法を採用した場合にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下ハにおいて同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む。）

ニ 内部格付手法を採用した場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD（標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額。以下(1)において同じ。）がEADの総額に占める割合

(2) 内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯

(3) 内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要

- (i) 資産区分ごとの格付付与手続
- (ii) パラメーター推計（PD、LGD 及び EAD の推計をいう。）及びその検証体制
- (iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次の表の左欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項

内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲
	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲
内部格付手法を段階的に適用する計画がある場合	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類
	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類 五 内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲

四 信用リスク削減手法（派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（次号において「派生商品取引及びレポ形式の取引等」という。）に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

五 派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（当

該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む。)

六 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項

- イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要
- ロ 自己資本比率告示第二百三十一条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第二百八十五条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
- ハ 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
- ニ 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響
- ホ 証券化取引に関する会計方針
- ヘ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合にあっては、その理由を含む。）
- ト 内部評価方式を使用している場合には、その概要

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

- イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要
- ロ 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲

八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあっては、各手法の適用範囲を含む。）
- ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
  - (1) 当該手法の概要
  - (2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合にあっては、保険の利用方針及び概要を含む。）

九 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第六条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

十 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第二号第二十六面及び別紙様式第三号第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ 金利リスクの算定手法の概要

十一 貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第十号により作成するものとする。）

十二 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関

する説明

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない。

一 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項

イ 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳

(1) 地域別

(2) 業種別

(3) 残存期間別

ロ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号）第四条第二項、第三項又は第四項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別

(2) 業種別

ハ 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高

ニ 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第四条第二項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第三項に規定する危険債権又は同条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く。）に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額

二 リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。）が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十九条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十九条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十九条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ 自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十九条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第五十三条の四第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十九条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 5 第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面及び第三十面に限る。）により作成するものとする。

（単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事項）

- 6 第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 単体レバレッジ比率の構成に関する事項
  - 二 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

- 7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号（第一面に限る。）により作成するものとする。

第三条 規則第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条において同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

- 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。

- 3 前条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

- 4 前条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第三号」と、「第三十面」とあるのは「第二十四面」と読み替えるものとする。

- 5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と、同項第二号中「前事業年度」とあるのは、「前中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第四条 規則第八十四条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（レバレッジ比率告示第二条に規定する連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。

- 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第四号により作成するものとする。

- 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

- イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この号において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に規定する連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
- ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
- ハ 自己資本比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
- ニ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
- ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
- 二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「株式会社商工組合中央金庫全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第四号」、「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十一号」と読み替えるものとする。
- 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 その他金融機関等（自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって商工組合中央金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称及び所要自己資本を下回った額の総額
- 二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。
- 5 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項
- 二 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号（第二面に限る。）により作成するものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における中間連結会計年度の開示事項）

第五条 規則第八十四条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第四号により作成するものとする。

3 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第四号」と、「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十一号」と、前条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

4 第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第三号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度」とあるのは、「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（四半期の開示事項）

第六条 規則第八十六条に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 単体における自己資本の構成に関する開示事項
- 二 貸借対照表の科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
- 三 連結における自己資本の構成に関する開示事項
- 四 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸

借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第四号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

- 五 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等T i e r 1 資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他T i e r 1 資本に係る基礎項目の額若しくは同条第三号の算式におけるT i e r 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段又は自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等T i e r 1 資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他T i e r 1 資本に係る基礎項目の額若しくは同条第三号の算式におけるT i e r 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要
  - 六 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）
  - 七 自己資本比率告示第二条及び第十四条各号の算式における分母の額に関する開示事項
  - 八 自己資本比率告示第十四条及び第十四条の二に規定する基準に関する開示事項
  - 九 自己資本比率告示第二条及び第二条の二に規定する基準に関する開示事項
  - 十 単体レバレッジ比率の構成に関する事項
  - 十一 前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）
  - 十二 単体レバレッジ比率に関する事項
  - 十三 連結レバレッジ比率の構成に関する事項
  - 十四 前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）
  - 十五 連結レバレッジ比率に関する事項
- 2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第四号により、同項第四号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第七号（連結自己資本比率を算出する場合の自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項にあつては、第一面に限る。）により、同項第八号及び第十二号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第九号及び第十五号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第五号（第一面に限る。）により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第五号（第二面に限る。）により、それぞれ作成するものとする。
- 3 第一項第二号及び第四号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

## 附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十年十月一日から適用する。ただし、第六条の規定は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る規則第八十六条に規定する主務大臣等が別に定める事項につ

いて適用する。

(自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する告示（平成二十六年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号。第二項及び第三項において「平成二十六年改正告示」という。）の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第二条第二項（第三条において読み替えて準用する場合を含む。）、第二条第三項第十号（第三条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第六条第一項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」とする。

2 平成二十六年改正告示の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第四条第二項（第五条において読み替えて準用する場合を含む。）、第四条第三項第十一号（第五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第六条第一項第十一号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第二号」とする。

3 平成二十六年改正告示の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第六条第二項の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は附則別紙様式第二号」とする。

前 文（平成二十三年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）（抄）

平成二十三年十二月三十一日から適用する。

附 則（平成二十五年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

(自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

第二条 この告示による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（次項において「新告示」という。）第二条第二項、第三条第二項又は第六条第二項の規定に基づき、別紙様式第一号により作成する自己資本の構成に関する開示事項は、平成三十年三月三十日までの間は、附則別紙様式第一号により作成しなければならない。

2 新告示第四条第二項、第五条第二項又は第六条第二項の規定に基づき、別紙様式第二号により作成する自己資本の構成に関する開示事項は、平成三十年三月三十日までの間は、附則別紙様式第二号により作成しなければならない。

附 則（平成二十六年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。

(経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産

業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する告示の一部改正)

第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する告示（平成二十五年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号を削る。

前 文（平成二十六年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）（抄）

平成二十六年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は同年三月三十一日から適用する。

附 則（平成二十七年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（連結会計年度等の開示対象期間に係る経過措置）

第二条 この告示による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（以下「新告示」という。）第四条第一項、第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2 新告示第五条において読み替えて準用する新告示第四条第一項及び第五項並びに新告示第五条において準用する新告示第四条第六項の規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

3 新告示第六条第一項及び第二項の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号）（抄）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。（ただし書略）

（経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項附則別紙様式第二号並びに別紙様式第二号及び別紙様式第三号は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年金融庁・財務省・経済産業省告示第五号）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホ並びに第四条第四項第六号イ及びロ並びに第八号ホの規定並びに附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号並びに別紙様式第一号及び別紙様式第二号は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号)

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この告示の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（以下「新開示告示」という。）第二条（新開示告示第三条第三項及び第四項、第四条第三項第二号及び第四項第二号、第五条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の規定及び新開示告示別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 2 新開示告示別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 3 新開示告示第三条第一項及び第二項の規定、新開示告示第三条第三項において準用する新開示告示第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定、新開示告示第三条第四項において準用する新開示告示第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第三号を含む。）の規定は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 4 新開示告示第四条第一項、第二項及び第三項第一号（新開示告示第五条第三項において準用する場合を除く。）の規定、新開示告示第四条第三項第二号において準用する新開示告示第二条第三項の規定、新開示告示第四条第四項第一号（新開示告示第五条第四項において準用する場合を除く。）の規定、新開示告示第四条第四項第二号において準用する新開示告示第二条第四項及び第五項の規定、新開示告示第四条第五項及び第六項（それぞれ新開示告示第五条第五項において準用する場合を除く。）の規定並びに新開示告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。）は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る

る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 5 新開示告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 6 新開示告示第五条第一項及び第二項の規定、同条第三項において準用する新開示告示第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第四条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定、新開示告示第五条第四項において準用する新開示告示第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第三号を含む。）並びに第四条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定並びに新開示告示第五条第五項において準用する新開示告示第四条第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 7 新開示告示第六条第一項第十一号及び第十四号並びに第二項の規定並びに新開示告示別紙様式第七号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 8 新開示告示別紙様式第七号（第一面に係る部分を除く。）は、平成三十年六月三十日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

前 文（平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）（抄）  
平成三十年三月三十一日から適用する。

附 則（平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号）（抄）  
（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

附 則（平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号）  
（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

第二条 この告示による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（以下「新開示告示」という。）第二条第五項（新開示告示第四条第四項第二号において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第二号（第三十一面に係る部分に限る。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 2 新開示告示第三条第四項において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第三号（第二十五面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年

度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。)に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 3 新開示告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号(第三十一面に係る部分に限る。)は、適用日以後に終了する連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。)に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 4 新開示告示第五条第四項において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第三号(第二十五面に係る部分に限る。)は、適用日以後に終了する中間連結会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。)に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号)

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(T L A C規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第二条 (略)

(信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置)

第三条 (略)

(リスクリテンションに関する経過措置)

第四条 (略)

(経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第二条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項(以下この条において「新開示告示」という。)第二条第三項第十一号(新開示告示第三条第三項において読み替えて準用する場合を除く。)において引用する別紙様式第十号、新開示告示第二条第四項第二号(新開示告示第三条第四項、第四条第四項第二号及び第五条第四項において読み替えて準用する場合を除く。)の規定、新開示告示第二条第五項(新開示告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する場合を除く。)において引用する別紙様式第二号(第四面から第八面まで及び第二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。)、新開示告示第二条第六項(新開示告示第三条第五項において読み替えて準用する場合を除く。)の規定及び新開示告示第二条第七項(新開示告示第三条第五項において準用する場合を除く。)において引用する別紙様式第五号(第一面に係る部分に限る。)は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 2 新開示告示第三条第三項において読み替えて準用する新開示告示第二条第三項第十一号において

引用する別紙様式第十号、新開示告示第三条第四項において読み替えて準用する新開示告示第二条第四項第二号の規定、新開示告示第三条第四項において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項において引用する別紙様式第三号（第二面から第六面まで及び第十七面から第二十面までに係る部分に限る。）、新開示告示第三条第五項において読み替えて準用する新開示告示第二条第六項の規定及び新開示告示第三条第五項において準用する新開示告示第二条第七項において引用する別紙様式第五号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新開示告示第四条第三項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第三項第十一号において引用する別紙様式第十一号、新開示告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第四項第二号の規定、新開示告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項において引用する別紙様式第二号（第四面から第八面まで及び第二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。）、新開示告示第四条第六項（新開示告示第五条第五項において準用する場合を除く。）の規定及び新開示告示第四条第六項（新開示告示第五条第五項において準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第五号（第二面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4 新開示告示第五条第三項において読み替えて準用する新開示告示第二条第三項第十一号において引用する別紙様式第十一号、新開示告示第五条第四項において読み替えて準用する新開示告示第二条第四項第二号の規定、新開示告示第五条第四項において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項において引用する別紙様式第三号（第二面から第六面まで及び第十七面から第二十面までに係る部分に限る。）、新開示告示第五条第五項において準用する新開示告示第四条第六項の規定及び新開示告示第五条第五項において準用する新開示告示第四条第六項において引用する別紙様式第五号（第二面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件の一部改正）

第六条 （略）